

武蔵村山市



認可外保育施設利用支援事業補助金のご案内

武蔵村山市では、保護者の負担軽減のため、基準を満たす認可外保育施設・家庭的保育者を利用している方の保育料を補助します。

1. 対象施設

- ① 認証保育所
- ② 武蔵村山市家庭的保育事業の規定に基づき市長が認定した家庭的保育者
- ③ 認可外保育施設（児童福祉法に基づき都道府県知事に届け出ており、認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設）

2. 対象となる方

補助金の対象となるのは、次のすべてに当てはまる保護者の方です。

- 保護者及び対象児童が該当月の1日に市内に居住していること
- 対象児童について施設（ベビーシッター利用支援事業利用者を除く）と月又は年を単位とする利用契約を締結していること
- 対象児童が該当月の1日に施設に在籍していること
- 対象児童に係る保育料等の滞納がないこと
- 対象児童の保育に欠けていること

対象とならないケース(例:9月分)

- × 9月2日に住民登録した
- × 9月2日から保育所と契約
- × 9月3日から就労を開始※

※ 求職中であったことを証明できれば対象となる可能性もあります。

3. 補助金額

補助金には、①利用者支援②第1子支援・多子世帯支援③給食費補助の区分があります。

①～③の補助金額の合計と実際に保護者が負担した保育料等※を比べ、いずれか低い金額を1期（4月～8月分）と2期（9月～3月分）に分けて一括補助します。

なお、幼児教育・保育無償化の給付（施設等利用費）対象の方は、①利用者支援の補助金については対象外となります。保育料から施設等利用費を引いた金額と②第1子支援・多子世帯支援の補助金額及び給食費と③給食費補助を比べてそれぞれ低い金額の合計額が補助上限となります。

※ 保育料等には、延長保育料、2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含みません。

※ 補助対象期間は、保育の必要性（3ページ参照）により異なります。

【0～2歳児クラス】

対象世帯		対象児童	無償化 給付（国）	補助金額（都・市）	
				利用者支援	第1子支援・ 多子世帯支援
非課税世帯		第1子	42,000円	20,000円	0円
		第2子以降		0円	38,000円
課税世帯	市内の認証保育 所に在籍	第1子及び 第2子以降		40,000円	40,000円
	ベビーシッター利用 支援事業利用者			0円	33,000円
	上記以外の世帯			20,000円	40,000円



【3～5歳児クラス】

対象世帯	対象児童	無償化 給付（国）	補助金額（都・市）		補助金額（市）
			利用者支援	第1子支援・ 多子世帯支援	給食費補助
全世帯	第1子	37,000円	20,000円	0円	1,000円
	第2子以降		0円	40,000円	

- ※ 補助金額については令和8年4月現在のものであり、要綱改正等により変更となる場合があります。
- ※ 対象世帯は、当該年度分（4月～8月については前年度）の市民税の額により判定します。
- ※ 生活上の家計が別であり、独立していると判断できる場合には兄弟順から除きます。
- ※ 0～2歳児クラスで市民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化（42,000円）の給付対象となります。
- ※ 3～5歳児クラスの場合は、幼児教育・保育の無償化（37,000円）の給付対象となります。
- ※ 幼児教育・保育無償化の給付対象の方は、利用者支援の補助金については対象外となります。
- ※ 給食費が保育料に含まれている場合で、助成金等により保護者負担が生じていない場合は対象になりません。
- ※ ベビーシッター利用支援事業利用者の世帯は、認証保育所や認可外保育施設との併用は可能ですが、補助金の併給はできません。
- ※ 100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額が補助額となります。

電子申請用

（タップでリンク先へ移行）

4. 申請方法と支払いまでのスケジュール

補助金は、1期（4月～8月分）と2期（9月～3月分）に分けて一括補助します。

申請期限については、市報、ホームページで周知しますのでご確認ください。

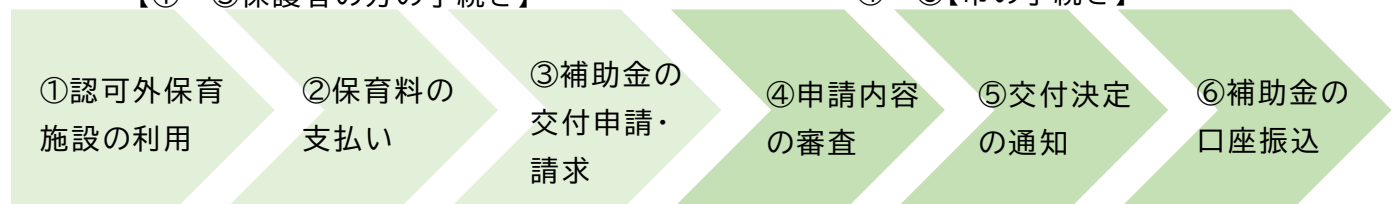
電子申請により申請される場合は、随時、受け付けます。

なお、振込完了のお知らせは行いませんのでご了承ください。



【①～③保護者の方の手続き】

④～⑥【市の手続き】



※ 請求書の提出については、交付決定通知とあわせてご案内します。

※ 振込時期は、期ごとに施設への保育料の納付が確認できた後となります（前期は9月、後期は翌年度4月下旬予定）。

5. 必要書類

書類の名称		注意事項	
申請書（第1号様式）		「日付」は空欄にしてください。 振込口座は申請者名義のものに限ります。	
認可外保育施設との利用 契約書の写し		契約期間、契約時間、保育料等、氏名、施設名が確認できるもの。 ※認証保育所を利用している方は、提出不要です。	
領収書等		ベビーシッター利用支援事業利用者のみ、150円/時の領収書	
市町村民税課税（非課税）証明書（写し可）		1期（4月～8月）分 前年の1月1日時点で、武蔵村山市内に住民登録があり、所得税又は市民税の申告をされているかたは、提出不要です。 2期（9月～3月）分 前年度の1月1日時点で、武蔵村山市内に住民登録があり、所得税又は市民税の申告をされているかたは、提出不要です。 ※両親分必要です。なお、配偶者控除がある場合は、課税証明書から読み取れる場合は、配偶者の分は不要です。	
委任状		日本の口座を有していない場合、施設に代理受領していただきます。	
対象児童の保育に欠けていることを証明する書類		保護者全員分の提出が必要です。 証明日から3か月以内のものが有効となります。	
	例）令和8年度の補助金の場合、前年度の1月1日時点とは、令和8年1月1日を指します。		
保育の必要性	必要書類及び注意事項	補助対象期間	
就労	外勤	●就労証明書（市指定様式）	保育を必要とする期間 ※月48時間以上の就労が条件
	内職・自営業・親族経営	●就労証明書（市指定様式）及びスケジュール表 ●雇用契約書の写し、開業届や営業許可書の写し、直近の確定申告書の写しなど事業の運営が確認できる書類 ●直近3か月分の報酬の記録、材料の仕入伝票の写し、販売代金の請求書や領収書の写しなど事業の継続が証明できる書類	
	就労内定	●就労証明書（市指定様式） 内定の場合は就労後3か月分の実績を確認します。	
	育児休業	●就労証明書（市指定様式）※ 育児期間・復職予定日記入 育児休業取得時にすでに対象施設に入所している児童がいて継続利用が必要な場合のみ対象です。	
妊娠・出産	●認可外保育施設利用支援事業補助金の申請に係る申立書兼誓約書 ●母子健康手帳の表紙及び分娩予定日が分かるページの写しまたは医師の診断書	育児休業に係る子が満2歳に達する日の属する月の末日まで 出産予定月を挟む前後2か月後の合計5か月（多胎児の場合はさらに前2か月を加えた合計7か月）	
疾病・負傷	●医師の診断書（保育が困難であることの記載要）		
障がい者	●身体障がい者手帳等の写し		
介護・看護 ※同居の親族	●介護・看護状況申告書及び介護保険被保険者証の写し		
災害	●り災証明書		
求職活動	●認可外保育施設利用支援事業補助金の申請に係る申立書兼誓約書 2か月以内に「就労（予定）証明書」を提出の上、就労後3か月分の実績を確認します。 2か月以内に就労（予定）証明書を提出できない場合は、求職活動報告書を提出してください。	誓約書記載月を含む3か月 ※原則、継続認定はありません。	
就学	●在学証明書の写し及び時間割等		
その他	ご相談ください。		

※提出書類の返却はできません。また、全員分そろってから提出してください。

※当該年度の認可保育所の申込みや無償化の給付認定を受けるため、すでに市に証明書類を提出済みのときは、省略できる場合がありますので、お申し出ください。

6. よくある質問

Q. 認可外保育施設とは何ですか。

A. 市の認可を受けた保育所以外の保育施設です。東京都認証保育所、事業所内保育施設（企業主導型保育施設を含む）などがあります。

Q. 市外の認可外保育施設を利用する場合も補助の対象になりますか。

A. 対象条件を満たす保育施設であれば、市外にある保育施設も補助の対象になります。

Q. 月の途中で施設に入所しましたが、入所月は補助の対象になりますか。

A. 対象児童が該当月の1日に施設に在籍していることが要件となるため、翌月の月額保育料から補助金の対象となります。

Q. 月の1日まで登園し、その後市外転出や退園した場合はいつまで補助の対象となりますか。

A. 月の初日現在、武蔵村山市に住民登録があった月は補助金の対象となります。また、既に退所されている場合でも、入所期間において条件に当てはまる場合は補助金の交付対象となります。

Q. 月の1日に保育の必要性がなくなりましたが、当該月は補助の対象となりますか。

A. 前月末日までが対象となります。なお、月の1日に保育の必要性を満たした場合は、当該月から補助の対象となります。

Q. 補助対象となるか電話で確認できますか。

A. 補助対象となるかどうかの確認や保護者の市町村民税の額等については、電話でのお答えはできません。窓口にて本人確認及び申請書（第1号様式）の提出をもって、補助予定額をお調べすることは可能です。

Q. 入所している子の育児休業中ですが、補助の対象となりますか。

A. 現に入所している子の育児休業中の場合は、補助の対象となりません。育児休業を切り上げて復職した場合は、補助の対象となりますので、復職証明書を提出してください。

Q. 下の子の育児休業ですでに入所している子の継続利用が必要です。育児休業満了期間まで補助の対象となりますか。

A. 育児休業に係る子が満2歳に達する日の属する月の末日までが補助の対象となります。

Q. 幼児教育・保育の無償化とは何ですか。補助金の申請とは別に手続きが必要ですか。

A. 令和元年10月から実施された国の制度です。無償化の給付を受けるためには、施設等利用給付認定（新2・3号認定）を受ける必要があり、補助金の申請とは別に手続きが必要となります。

Q. 申請後、転職しましたが手続きが必要ですか。

A. 保育の必要性を確認しますので、転職前の最後の給与明細書の写しと転職後の就労証明書を提出してください（電子申請可）。

Q. 申請後、市内転居しましたが手続きが必要ですか。

A. 申請内容に変更があるときは変更届が必要です。必要書類を郵送しますので、ご連絡ください。

Q. 必要書類の提出は郵送・電子申請できますか。

A. 郵送での提出も可能ですが、申請内容に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、実績確認のための給与明細書の写しの提出などは、電子データによる提出も受け付けます。

※印鑑の押印を要する請求書は電子データによる提出はできません。

電子提出用 URL : <https://logoform.jp/form/tJJz/1216286>

《お問い合わせ》

武蔵村山市役所 子ども家庭部 子ども育成課 保育・幼稚園係

電話番号:042-565-1111 内線197・183

HP番:1003713

